

埼玉県鴻巣市総合事業サービスコード

3 訪問型サービス(独自・生活支援)サービスコード表

はつらつ生活支援サービス(基準緩和型、訪問型サービスA)指定事業者用

平成30年10月1日

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成単位数	算定単位
種類	項目				
A2	1121	はつらつ生活支援サービスⅠ	訪問型サービス費(生活)(Ⅰ)	934	1月につき
A2	1123	はつらつ生活支援サービスⅠ・初任	事業対象者・要支援1・2(週1回程度)	654	
A2	1124	はつらつ生活支援サービスⅠ・同一	934単位	841	
A2	1125	はつらつ生活支援サービスⅠ・初任・同一	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人	589	
A2	2121	はつらつ生活支援サービスⅠ日割	事業対象者・要支援1・2(週1回程度)	30	1日につき
A2	2123	はつらつ生活支援サービスⅠ日割・初任	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	21	
A2	2124	はつらつ生活支援サービスⅠ日割・同一		27	
A2	2125	はつらつ生活支援サービスⅠ日割・初任・同一	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	19	
A2	1221	はつらつ生活支援サービスⅡ	訪問型サービス費(生活)(Ⅱ)	1,868	1月につき
A2	1223	はつらつ生活支援サービスⅡ・初任	事業対象者・要支援1・2(週2回程度)	1,308	
A2	1224	はつらつ生活支援サービスⅡ・同一	1,868単位	1,681	
A2	1225	はつらつ生活支援サービスⅡ・初任・同一	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人	1,177	
A2	2221	はつらつ生活支援サービスⅡ日割	事業対象者・要支援1・2(週2回程度)	62	1日につき
A2	2223	はつらつ生活支援サービスⅡ日割・初任	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	43	
A2	2224	はつらつ生活支援サービスⅡ日割・同一		56	
A2	2225	はつらつ生活支援サービスⅡ日割・初任・同一	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	39	
A2	1331	はつらつ生活支援サービスⅢ	訪問型サービス費(生活)(Ⅲ)	2,963	1月につき
A2	1333	はつらつ生活支援サービスⅢ・初任	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)	2,074	
A2	1334	はつらつ生活支援サービスⅢ・同一	2,963単位	2,667	
A2	1335	はつらつ生活支援サービスⅢ・初任・同一	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人	1,867	
A2	2331	はつらつ生活支援サービスⅢ日割	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)	98	1日につき
A2	2333	はつらつ生活支援サービスⅢ日割・初任	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	69	
A2	2334	はつらつ生活支援サービスⅢ日割・同一		88	
A2	2335	はつらつ生活支援サービスⅢ日割・初任・同一	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 × 70%	62	
A2	4011	はつらつ生活支援サービス初回加算	初回加算	200単位 加算	200
A2	4013	はつらつ生活支援サービス生活機能向上加算Ⅰ	生活機能向上連携加算Ⅰ	100単位 加算	100
A2	4012	はつらつ生活支援サービス生活機能向上加算Ⅱ	生活機能向上連携加算Ⅱ	200単位 加算	200
A2	6269	はつらつ生活支援サービス処遇改善加算Ⅰ	介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の 137/1000 加算	
A2	6270	はつらつ生活支援サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の 100/1000 加算	
A2	6271	はつらつ生活支援サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の 55/1000 加算	
A2	6273	はつらつ生活支援サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)で算定した単位数の 90% 加算	
A2	6275	はつらつ生活支援サービス処遇改善加算Ⅴ		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)で算定した単位数の 80% 加算	